

日本大学

抜本的改革案

緒言

前理事長田中榮寿、前理事井ノ口忠男逮捕、起訴など、今回の事件で炙り出された、学校法人日本大学の抱える「病根」を一掃し、日本大学を真に大学の名にふさわしい組織に生まれ変わらせるには、まず、その一掃すべき「病根」の真体を明確に認識する必要がある。

言うまでも無く、今回の事件の責任は、田中・井ノ口の個人的責任もさることながら、けっしてそれのみに帰せられるものではない。田中の背後には、田中のような人物を、理事長という法人の最高権力者に選び出し、13年間もの長期にわたって、文字通り「やりたい放題」の乱脈な法人運営を許し、支えた法人現役員が存在する。彼等現役員、とくに現理事長・学長を含む現理事全員の責任も厳しく問われなければならない。

しかし、今回の事件によって、その一部を露呈するに至った日本大学の抱える「病根」は、さらに深い。現役員のみならず、田中を積極的に支えた歴代理事達も、その殆んどが、実は日本大学の深い「病根」の中から、浮かび上がってきた者たちだからである。

日本大学の「病根」、これを完全に除去するためには、次の二段階の改革が必要であろう。

第一段階

まず現理事を、清廉有能な人材に入れ替え、新理事会を組織する。

新理事会は、当面行うべき改革を、手早く実行するとともに、学外有識者による、強力な権限を有する調査委員会を設置し、今回の事件に至るまでの、歴代役員等の責任を徹底的に明らかにする。調査の結果明らかになった責任者に対しては、損害賠償請求あるいは降格など、必要な処分を行う。

新理事会は、日本大学の「病根」を構造的に明らかにし、抜本改革を行うため、寄付行為・学則など諸規則の改正案を策定する。

第一段階は、日本大学の新しい寄付行為、学則等改正案の策定を以て完了する。

第二段階

新しい寄付行為等によって組織された評議員会・理事会・監事会の下に、日本大学の「病根」を完全に除去し、さらには日本大学を、新しい組織に生まれ変わらせ、真に価値のある大学に発展させるための諸施策を展開する。

第一段階の改革は、日本大学の現行寄付行為・学則等の下で行わざるを得ない。なぜなら、寄付行為・学則等規則の抜本的改正には、ある程度の時間を要するであろうが、日本大学には直ちに実行しなければならない事項のうち、現行規則内で実行できる重要な事項も多数存在するからである。第一段階ではとりあえず、現行規則内で、可能な限りの改革を断行することが必要である。

第一段階において実行すべき事項

1. 新理事会の立ち上げ

現行寄付行為では、第8条によって、学長理事(第1号)および新理事会立ち上げ後、寄付行為第7条に基き理事の互選によって選出された理事長の推薦による理事(第2号)以外の理事は、評議員の中から選任する、と定められている(第3・4・5号)。

寄付行為 第8条 理事の選任は、次の各号による。

- ① 日本大学学長(以下「学長」という) 1人
- ② 理事長の推薦した者 1人以上2人以内
- ③ 日本大学本部及び日本大学各学部の教職員評議員のうちから選出された者 13人以上17人以内
- ④ 第24条第1項第8号に定める評議員のうちから選出された者 6人以上8人以内
- ⑤ 第24条第1項第9号に定める評議員のうちから選出された者 6人以上8人以内

学長については、現行の日本大学学長選出規則により、新学長が選出されるまでの期間、

現学長の留任を認める。

学長以外の理事の選任については、現行理事会・理事長に、次の業務を執行させることが必要である。

- 1) 寄付行為第 24 条第 1 項第 8 号及び同第 9 号に該当する評議員の辞表を受理し、後任の評議員を選任する業務を執行すること
- 2) 寄付行為第 24 条第 1 項第 8 号に定める評議員(学識経験評議員)について、理事長は、田中前理事長との関係を有しない清廉な人物を選任するよう、業務を執行する
ただし、日本大学専任教職員は、学識経験評議員を兼ねることは出来ない
- 3) 寄付行為第 24 条第 1 項第 9 号に定める評議員(校友評議員)について、理事長は、日本大学校友会役員以外の校友のうち、田中前理事長との関係を有しない清廉な人物を選任するよう、業務を執行する
ただし、日本大学専任教職員は、校友評議員を兼ねることは出来ない

上記 3) 校友評議員について、日本大学では長らく、この条項に定める評議員枠がすべて日本大学校友会に割り当てられてきた。前理事長田中栄寿は日本大学校友会会長を兼務し、校友会による評議員(そして理事)推薦権限を掌握し、彼の重要な権力基盤の一つとしてきた。

現在、評議員会は、役員の大んどが、田中栄寿の影響を強く受けた者たちである。

さらに、日本大学校友会は、現職校友会会長が二人続けて刑事犯として逮捕起訴され、有罪が確定、もしくは確定するものと見られている。

このような状況にある校友会から、評議員を選任することは適切ではない。校友会についても、抜本的な改革が必要である。

なお、現行寄付行為では、校友会の推薦を経ずに、評議員を選任できる規定になっている。

寄付行為第 24 条第 8 号

- ⑧ この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 年以上のものの中から選出された者 30 人以上 38 人以内

したがって、この条項に基づく評議員は、年齢 25 歳以上の日本大学卒業生であれば、誰でもよいことになる。

- 4) 上記 2) の学識経験評議員、及び 3) の校友評議員の中から、新理事を選任すること

寄付行為第 8 条第 3 号に定める理事(学部長理事)については、第一段階では、新しい学部長選挙規定が定められ、新学部長が選出されるまでの期間、現在の学部長理事の留任を認める。

寄付行為第 8 条第 3 号

- ③ 日本大学本部及び日本大学各学部の教職員評議員のうちから選出された者 13 人以上 17

人以内

2. 緊急に実施すべき改革のための施策

1) 寄付行為等諸規則改正原案の策定

田中前理事長の下では、人事案件を含む総ての決定が、田中の独断で行われてきた。こうした事態を生じさせた要因は、田中などの個人的資質に起因する部分も多分にあるであろうが、それ以上に、田中のような人物を最高権力者にまで押し上げ、全くチェック機能が働かないまま、独断専横を許した、寄付行為を始めとする大学諸規則の致命的な欠陥にこそ、その主因を求めることが出来よう。

したがって、日本大学寄付行為等諸規則の改正にあたっては、今回の事件を貴重な教訓として、制度上の欠陥を正す姿勢を堅持することが、何よりも大切である。

そのために、新しい寄付行為等諸規則には、次の理念を盛り込むべきである。

- ① 二度と、田中のような人物に、権力を握らせないための諸規則改正
 - 評議員会に、理事および理事長の任免権を付与する。
 - 評議員、理事は、任期を1期3年とし、在任期間は、最大2期6年迄とする。
 - 職員採用規定、昇格規定を改定し、能力により採用し、能力に応じて昇格させる体制を確立する。
- ② 大学運営における、相互チェック体制の確立
 - 評議員・理事は、兼任を禁止する。
 - 専任教職員と役員を完全に切り離し、専任教職員による評議員、理事、監事の兼務を禁止する。
 - 体育部の監督、コーチが、大学役員を兼任することを禁止する。
- ③ 役員への、外部職者の大幅な取入れ
 - 評議員は、半数以上を学外者とし、日大卒業者の比率を5割以下とする。
 - 監事は、すべて学外者とし、有能な人材を学外から募る。
- ④ 監査機能の抜本的強化
 - 評議員会に直属する公報機関を設置し、理事会から独立して、客観的に学内情報を入手し、教職員、学生に広報する体制をつくる。
- ⑤ 専任教職員への女性及び外部人材の大幅登用
 - とくに、外国人若手研究者を大幅に増員する。
- ⑥ 学生生徒を含む全構成員の意見を徴するシステムの構築
 - 総合学術情報センターに、教職員、学生生徒がオンラインで自由に意見を投稿できる「場」を設ける。
 - 本部学生生活委員会は、大学が実施する重要案件について、適宜学生に対するアンケート調査を行うことを規則として定める。
 - 学内で発生するパワハラ、セクハラなど、人権侵害の事件に就ての通報制度を充

実させる。

- 2) 今般の日本大学現職理事長及び理事逮捕・起訴事件に関する、責任調査委員会の設置
 - 各部科校で実施された建築計画など高額取引について、田中との不明瞭な関係の有無を調査する必要がある。本来必要の無い建築計画が強行された可能性がある。
 - 入学試験にかかわる校友推薦制度について、各部科校について不正の有無を調査する必要がある。
 - 不当な人事が行われた事例の有無を調査し、該当する事例がある場合には、早急に是正措置を施す。
 - その他、田中体制下で行われた、不当または不適切な事例の有無を、幅広く調査する。調査の結果、不当または不適切な事例が発見された場合には、責任者の処分、賠償責任等の追及を行う。
- 3) 日本大学の財政状態を精査し、現存各種資源の活用策と、遊休資源の処分策を策定
 - 新期の高額取引案件については、受注業者の指名入札制度を廃止し、一般公募入札制度とする。
 - 一定額を超える高額取引については、監査委員会による事前審査制度を導入する。
- 4) 職員採用規定の改正
 - 現行の職員採用規定では、採用試験に応募するためには、「日本大学の長」の推薦書が必要になっている。そのため、応募者は、推薦書をもたらる立場にある者に限られ、その結果、職員構成が、日大出身者と、有力者の縁故者だけになる、という状況を現出している。こうしたゆがんだ職員構成が、各種の不正を生む温床の一つとなってきた。
 - 職員採用における推薦制度を廃止し、広く大学内外の人材を採用できる体制を作る。
- 5) 職員昇格規定の改正
 - 第三者機関に委託した課長昇格試験、事務長・経理長昇格試験制度を導入し、当該試験に合格した者のみ昇格を認める。例外は認めない。
- 6) 学生教育環境を整備し、生活に困窮する学生に対する援助システムの構築
 - 学生の生活実態について、詳細な調査を直ちに実施し、学生のニーズに合わせた各種奨学金制度を充実する。
- 7) 国際的に貢献し、評価される大学に発展させるための、教育、研究面の施策
 - 病根にまみれた日本大学を改革するには、相当の努力が必要になるであろう。そして、仮にそれが成功したとしても、その結果は、日本大学が、現在の異常な状態から、普通の大学に生まれ変わる、と言うことを意味する。しかし、今や地に墜ちた日本大学の社会的信用を回復するには、普通の大学に向けた改善を実行するだけでは不十分であろう。勿論普通の大学への改善に最大限の努力を続けながら、同時に日本大学が、大学本来の使命である教育研究部面で、国際的に貢献し評価される大学に発展するよう、思い切った施策を展開することが、是非とも必要である。
 - そのために、新理事会は、内外の優れた人材の協力を得て、日本大学の教育研究体勢

の抜本的な改革策を検討するための委員会を設置するべきである。

現在私たちは、次のような施策を検討中である。

—教育面について—

- 総合学術情報センターの機能を最大限に活用し、全部科校の教員・学生・生徒が、オンラインで情報交換出来る体制を構築する。
- 希望する学生に対して、パソコン購入費を補助する財政措置を講じる
- 学生・生徒が、日本大学各部科校の図書館蔵書・資料を、自由に閲覧できるシステムを構築する。その為に必要なデータベースの構築を開始する。
- 日本大学本部に、国際情報発信センターを設置し、日本大学に在籍する留学生と、日本人学生の中から、希望者を選び、人的にカバーできる世界各地の新聞・放送などの情報を、原情報、日本語の2種で発信する。また、その活動の中で育った有能な学生を、卒業後当該センターの調査員(仮称)として採用する。
- 海外から、優秀な教員を招聘する。
- 学生の海外留学を本格的に支援する。
- 優秀な教員による授業を、全学生が自由に聴講できるように、オンラインで公開する。
- 学生に対する奨学金制度を充実する。
- 開発途上国には、中堅技術者不足に悩んでいる国が多く、大学ではなく、短期大学または高等専門学校クラスの教育機関で、若者を受け入れ、技術教育を施したてもらいたい、という要望が強い。日本大学の短期大学を中堅技術者養成の体制に改編し、開発途上国の若者を受け入れる体制を作るための検討を開始する。

—研究面について—

- 国の各種研究費獲得のための支援体制を強化する。
- 日本大学では、学長指定研究制度などを通じて、共同研究の発展を支援してきた。しかし、文系分野に対する共同研究支援の施策については、改善の必要がある。なぜなら、文系分野では、研究は個人で行い、それぞれ独自の専門テーマに専念する形をとるのが一般的である。そのため、共同研究を行っても、その結果は、バラバラの研究報告の寄せ集めとなるうらみがあった。

こうした傾向を除去するために有効な手段は、大学から共同研究テーマを提示し、研究に参加する教員を募集すること、そして共同研究者を支援する役割を果す補助的な専門家を育成し、共通の研究テーマに沿って、有機的な研究活動を展開するための支援体制を確立することである。そのため、日本大学本部に設置済の研究所を改革し、共同研究を支援するための調査員(仮称)を育成する。

共同研究テーマについては、大学本部に検討委員会を設け、日本にとっても、国際社会にとっても重要なテーマを選定する必要がある。そうした重要テーマについて、日本大学が、研究成果を蓄積していくことが、大学の研究面での評価を高めるのに、是非とも必要である。

—大学の第3の使命について—

・学問の進歩、発展の原動力として、民間企業との技術移転(TLO:Technology License Organization)の積極的対応は、世界的課題であり、我が国の大学で最初に創立されたTLO(NUBIC;Nihon University Business Incubation Center)は、大学の評価の一助となっており、一層推進を計る。

・大学の格付機関からの評価は、先進諸国(とくに米国)で、市民に対する大学の義務として実施されており、世界の潮流である。我が国では2004年(平成15年・16年実施)に日本大学が最初に実施(R&I)。

『AA(ダブル・フラット)安心して学べる大学、将来性のある大学』として高い評価を得ていたが、それ以後、実施されておらず、再開することが教学の値を高めるために肝要である。

・洋の東西を問わず、優れた大学ほど、教学の一貫として、『広く文化の向上』のために、努力し、社会の負託に答えることが必要で、先年取得したカザルスホール(音楽堂)での活動は、大学の評価を高めるために、日本大学の特色を生かし、一層充実した対応をする。

大学はいつの時代も学生諸君の教育、研究者のための学問の蘊奥を極めるため、知を求め、知を蓄え、知を分配し、そして知を継承しながら、歩を進めてきた。

地に堕ちた日本大学を再生するために、学内では恩讐を越え渾身の努力で、国際交流と教学連携を推進しながら、世界水準の教育と研究を目指した大学改革を達すべく、邁進する所存である。

どうぞ、ご指導、ご協力を!!